

社会福祉法人さくらんぼの里 役員報酬支給規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人さくらんぼの里定款第 2 1 条の規定に基づき、役員報酬の支給基準に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において役員報酬とは、執務実態に即して支給するものをいう。

(対象者)

第 3 条 役員報酬の対象者は、理事長とする。

2 業務執行理事(施設長)は、職員給与規程を適用し、役員報酬対象外とする。

(報酬額)

第 4 条 役員報酬額は、別表 1 に定める。

(報酬の支給日)

第 5 条 役員報酬は、当該月の実績に基づき翌月上旬に支給する。

(報酬の予算化)

第 6 条 役員報酬は、毎年予算化して評議員会の決議を得るものとする。

(費用弁償等の支給)

第 7 条 役員報酬以外の費用弁償等の支給は、「評議員・役員等費用弁償等取扱規程」に定めるところによる。

(その他)

第 8 条 この規程の実施に際し、追加、変更、廃止等の事由が生じたときは、理事会の議を経て評議員会の決議を得るものとする。

附 則

この規程は、平成 2 9 年 6 月 9 日から施行し、平成 2 9 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は、平成 2 9 年 9 月 2 2 日から施行し、平成 2 9 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1 (第 4 条)

名 称	金 額	条 件
役員報酬	1 5, 0 0 0 円 ／ 1 回当り	支給の上限は 5 回／月までとする。なお、執務時間が 4 時間未満は 1 / 2 とする。